

平成29年度 事業計画書

自 平成29年4月 1日から
至 平成30年3月31日まで

<基本方針>

「臓器移植に関する法律」の理念のもと、臓器移植に関する知識の普及啓発を行うとともに、県内における臓器提供体制の拡充に向けた取り組みの支援を行うことにより、臓器移植の推進を図り、もって県民の医療の向上及び福祉の増進に寄与する。

1 臓器移植普及啓発事業

改正臓器移植法(平成22年7月)の施行により、本人の意思が不明の場合でも家族の承諾により提供が可能とされたが、本人が提供する意思表示をしている場合は家族が承諾する見込みが高いことから、本人の臓器提供意思表示の普及が重要となる。

そのため、イベント等の様々な機会を捉え普及啓発に努めるとともに、関係する機関・団体と連携し、臓器移植の普及啓発を一層推進する。

(1) イベント等における普及啓発

- ・市町村主催の健康福祉関係イベントや病院まつり等において普及啓発を実施する。
- ・各市町村の成人式においてリーフレット等の配布を依頼する。

(2) 臓器移植普及推進月間（10月）における重点的取組み

- ・山形県腎友会、山形県アイバンク、骨髓バンクを支援するやまがたの会との合同キャンペーンを実施する。

(3) 地域プロスポーツとの連携による普及啓発

- ・ホームゲーム会場等で普及啓発活動を実施する。
(モンテディオ山形、パスラボ山形ワイヴァンズ)

(4) 各種機関との連携による普及啓発

- ・コンビニエンスストア等との連携による普及啓発を実施する。（ポスターの掲示等）
- ・イオングループが行う黄色いレシートキャンペーンに参加する。
- ・山形県ハイヤー協会に、タクシーへの啓発用ステッカーの貼付を依頼する。

(5) いのちの授業

- ・高等学校や看護師養成所等に臓器移植コーディネーターを派遣し「いのちの授業」を実施する。

(6) 広報媒体の活用による情報発信

- ・財団ホームページ、新聞(県庁だより)、県民手帳への広告掲載等による情報発信を行う。

2 臓器移植推進事業

臓器移植の推進を担う専任職員として臓器移植コーディネーターを配置し、普及啓発活動や臓器提供事案発生時のあっせん業務を行う。また、移植医療に関する情報収集及びスキルアップを図るため、同コーディネーターを全国会議や各種研修会に派遣する。

(1) 臓器移植コーディネーターの配置及び資質向上

- ・山形県からの受託により、臓器移植コーディネーターを配置する。
- ・日本臓器移植ネットワーク主催「あっせん事業体制整備全国会議」「5類型施設研修会」や各学会主催研修会等に臓器移植コーディネーターを派遣する。

(2) あっせん業務

- ・臓器提供事案発生時、家族への説明や関係機関との調整等の業務を行うとともに、提供後のフォローアップ活動を行う。

3 臓器提供体制整備事業

院内における臓器提供体制整備に必要な支援を行うとともに、普及啓発協力員、臓器移植コーディネーター、院内コーディネーター等、関係者間の緊密な連携体制を構築する。

(1) 臓器移植推進トップセミナー（仮称）新規

- ・病院長等のリーダーシップにより病院全体として体制整備を推進するため、臓器移植の現状や先進的な取組み等について、病院長等への積極的な情報提供を行う。

(2) 院内コーディネーター連絡会議一部新規

- ・各病院での取組状況や課題等の情報共有やコーディネーター間の連携体制強化を図るため、年2回程度連絡会議を開催する。新たに事務担当者の参加を依頼。

(3) 院内研修会等の開催支援

- ・院内体制整備に必要な情報や知識を習得するための院内研修会・勉強会等の開催を支援するため、講師やプログラム等について助言を行う。

(4) 医療従事者等研修助成金の交付

- ・医療従事者等が院内体制整備に必要な知識を習得するため、関連する学会等へ参加する経費の一部を助成する。

4 その他

(1) 募金活動（財団資金確保）一部新規

- ・市町村、医療機関、金融機関等に活動支援募金箱を設置し、募金活動を実施する。
- ・イベント会場での普及啓発活動に併せ、募金箱による募金活動を実施する。

(2) 腎移植推進活動に対する支援

- ・山形県腎友会が行う街頭啓発などの腎移植推進活動に対する費用の一部を助成する。